

平成25年3月1日

各位

上場会社名 ダイソーケミックス株式会社
代 表 者 代表取締役 執行役員社長 二宮 榮規
(コード番号4366 大証第2部)
問合せ先 取締役 執行役員管理部長 永松 真一
TEL(06)6911-9310 (代表)

当社補助参加訴訟の控訴審判決について

当社が補助参加をしていた船舶火災に関する損害賠償請求訴訟等の控訴審について、平成25年2月28日付で、東京高等裁判所より判決の言渡しがありましたので、下記のとおりお知らせします。

1. 訴訟の提起から控訴審判決に至るまでの経緯

平成16年10月に、当社製品を積載し地中海を航行していた船舶に火災が起こり、積荷や船体に損害が発生いたしました。当該船舶で輸送されていた他の貨物の荷主を保険代位した保険会社と船会社等（以下「原告ら」または「各控訴人」といい、同一であります。）が、当社が国内で製造・販売した製品を海外に輸出した商社を被告（以下「被控訴人」といい、同一であります。）として、平成17年10月から平成20年2月末までに計5件、請求総額約12億円の損害賠償請求訴訟等（以下「被告商社訴訟」といいます。）を、東京地方裁判所に提起し、当社も補助参加して審理されてきたもので、第一審の東京地方裁判所の判決（平成22年7月27日）においては、原告らの請求が棄却されました。その後原告らはそれを不服として、東京高等裁判所に控訴し、争われていたものです。

また、原告らは、平成19年9月から平成20年2月末までに、同様の訴訟を別訴で、その製品の製造者である当社を被告として、東京地方裁判所に提起し審理が続いてきましたが、平成24年12月に終結し、本年4月22日に判決の言渡しがある予定です。

2. 被告商社訴訟の控訴審判決があった年月日および裁判所

判決日：平成25年2月28日

裁判所：東京高等裁判所

3. 控訴審判決の概要

控訴審では、原判決（原告らの請求棄却）を変更し、次の判決を言渡しました。

「被控訴人は、各控訴人に対して、全体（計5件）で約886百万円の認容額（元本）及びこれに対する平成16年10月20日から各支払済みまでの年5分の割合による金員を支払え。」とするものです。

4. 今後の見通し

当該被告商社訴訟において、当事者が上告するかどうかは現時点で不明であります。

また、当社を被告とする裁判の帰趨を現時点で予想することはできません。

なお、今後の訴訟の推移によっては、当社の経営成績に影響を及ぼす可能性はありますが、現時点でその影響は不明です。

以上